

ガソリン等を容器で運搬する方法について

下呂市消防本部からのお知らせ

ガソリン等の運搬は大変危険であるため、その運搬方法等について運搬者はもとより、販売される方も十分認識していただく必要があります。乗用車と運搬車では運搬規制が違いますので、下記留意事項を参考にしてください。

乗用車で運搬する場合

(普通乗用車、ステーションワゴン、ライトバン、自動二輪車等)

運搬車で運搬する場合

(軽トラック等)

① ガソリン

- ・基準に適合した(※1)金属容器
(1個の最大容量22リットル以下)

② 灯油

- ・基準に適合した灯油用ポリエチレン容器又は金属容器
(ドラム缶を除く)

③ 軽油

- ・基準に適合した軽油用ポリエチレン容器又は金属容器
(ドラム缶を除く)

① ガソリン

- ・基準に適合した金属容器
(1個の最大容量60リットル以下。金属製ドラム缶の場合は250リットル以下)※2
- ・基準に適合したプラスチック容器
(1個の最大容量10リットル以下)
- ・基準に適合したガラス容器
(1個の最大容量5リットル以下なら可能ですが、外装容器等が必要 ※3)

② 灯油

- ・基準に適合した灯油用ポリエチレン容器又は金属容器
(ドラム缶含む)

③ 軽油

- ・基準に適合した軽油用ポリエチレン容器又は金属容器
(ドラム缶含む)。

共通事項

① 積載できる容器の個数について

- ・消防法上容器の個数に制限はありませんが、乗用車での運搬は危険性を考慮すると合計容量が少量危険物未満(ガソリンは40リットル未満)となるようお願いします。運搬車両についても個数制限はありませんが、道路交通法で定められている積載重量や積載高等に注意してください。

② 指定数量以上を運搬する場合(乗用車は少量危険物未満で運搬してください)

- ・運搬のみであれば、危険物取扱者の乗車は必要ありませんが、防火上の観点から危険物取扱者を乗車されることが望ましいです。
- ・当該車両に「危」の標識を掲げてください。
- ・消火器を設置してください。
- ・給油取扱所1日あたりの販売量は、指定数量以上を容器に販売することは法令で認められていませんので注意してください。

③ その他

- ・危険物を収納した容器が落下、転倒、破損しないように積載してください。
- ・運搬容器は収納口を上方に向け、確実に密栓してください。

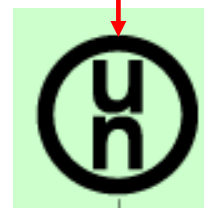
上記規制は、航空機、船舶、鉄道または軌道には適用しませんので注意してください。

※1 基準に適合した運搬容器には、危険物の品名、危険等級等の表示がしてあります。

(例) KHK で認定された容器



UN で認定された容器には
このようなマークが記載。



※2 ドラム缶運搬について

金属製ドラム缶は、運搬車であれば運搬可能です。ただし、ガソリンスタンドでは、指定数量以上の危険物を容器へ販売（1日あたり）する事は法令で認められていませんので注意してください。また、運搬先で危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、危険物貯蔵（取扱い）の申請等が必要となる可能性もあるため、ドラム缶にて運搬する際は、必ず所轄消防本部へ相談してください。

※3 ガラス容器について

ガラス容器の運搬は強化段ボール等の外装容器が必要となります。（ガソリン5 ㍓・灯油、軽油 10 ㍓以下）

お酒の一升瓶は蓋が確実に固定できないため、使用できません。



良くある質問

Q) ホームセンター等で販売されている危険物容器（オイル缶等）を使用した後、再度ガソリンスタンドで、ガソリン等を注油する行為は良いか？

A) 良くありません。使用済みの容器へ再度注油し運搬する行為は、蓋が確実に密閉されないため原則禁止です。よって、ガソリンスタンドで容器にガソリン等を注油し運搬する時は、基準に適合した運搬容器（下図参照）にて実施してください。（KHK マークが表示された金属容器を推奨します）。



注意

セルフスタンドであっても、容器にガソリンを注油する場合は、必ずガソリンスタンドの従業員が行ってください。

問い合わせ先

下呂市消防本部 予防課

0576-25-6188